○農林水産省告示第二千七百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年十二月二十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県みどり市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、みどり市（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

みどり市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、みどり市（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県みどり市（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁及びみどり市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年十二月二十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鹿児島県志布志市志布志町田之浦字道中一七六一の二、一七六二の三、一七六二の六、一七七、一七七六の四、一七七六の五、字二本松一七八〇、一七八七の二、一七八九の一から一七八九の三まで、一七九〇の二、二七九〇の三、一七九一、一七九四の一、一七九七の二、一七九七の四、一七九七の五、一七九八の一、一七九九の二、一八〇〇の一、一八〇〇の二、一八〇〇の四、一八〇〇の五、一八〇一の一、一八〇一の二、一八〇一の七、一八〇二の一、一八〇二の二、一八〇三、一八〇六の三、一八〇八の三、一八一一のイ、一八一一のロ、一八一二のイ、一八一二のイ乙、一八一三の三、一八一三の七、一八一三の一七、一八一六の六、一八一六の八、一八一八の二、字菅谷一八二六の一、一八二八の一、一八二八の二、一八三五の一、一八三五の四、一八三六の一、一八三六の三、一八三七の三、一八四一の一、一八四三の一、一八四三の三、一八四三の一一、一八四六、一八四七、一八四八の二、一八四八の三、一八四九の四、一八五二の一から一八五二の四まで、一八五二の六から一八五二の八まで、一八五三の三、一八五三の五、一八六一の一、一八六一の七、一八六五、字黒葛一八六六の一、一八六六の三から一八六六の五まで、一八六八の五、一八六八の五一、一八六八の五七

二　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

三　(一)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び志布志市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千四百八十九号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十四年十二月十三日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十二月二十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	製造者の住所	
第Ｆ－498号	火災の危険の少ない家具及び備品（椅子）	ＮＳＳ－ＤＯＫＯ－Ｍ60－ＢＲＩ	長崎船舶装備株式会社	長崎県長崎市西泊平町１番５号
第Ｆ－499号	〃	ＮＳＳ－ＤＯＫＯ－Ｍ60－ＩＮＯ	〃	〃
第Ｆ－500号	〃	ＮＳＳ－ＳＩＮＣＯＬ－ＡＭ－ＢＲＩ	〃	〃
第Ｆ－501号	〃	ＮＳＳ－ＳＩＮＣＯＬ－ＡＭ－ＩＮＯ	〃	〃
第Ｆ－502号	〃	ＮＳＳ－ＳＵＭＩＮＯＥ－ＥＭＳＰ－ＢＲＩ	〃	〃
第Ｆ－503号	〃	ＮＳＳ－ＳＵＭＩＮＯＥ－ＥＭＳＰ－ＩＮＯ	〃	〃

○国土交通省告示第千四百九十号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十四年十二月十三日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十二月二十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	製造者の住所	
第5146号	第一種船橋航海当直警報装置	ＭＷＡ－０	明陽電機株式会社	静岡県静岡市清水区七ツ新屋485番地

○国土交通省告示第千四百九十一号

次の信号符字を点附したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十四年十二月二十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

信号符字	船番	船舶号	船名	点附年月日
７ＪＭＶ	141744	ＳＨＡＧＡＮＧ	ＳＵＮＳＨＩＮＥ	平成24.11.1
７ＪＮＢ	141762	ＨＥＲＭＥＳ　Ｉ	ＳＬＡＮＤ	24.11.29
７ＪＮＤ	141775	つばさ		24.11.15
７ＪＮＮ	141811	第三礼文丸		24.11.14
ＪＤ3385	141715	椿		24.11.1
ＪＤ3404	141751	千秋丸		24.11.16
ＪＤ3409	141760	富厚丸		24.11.8
ＪＤ3417	141770	第三崎陽丸		24.11.16
ＪＤ3425	141780	なは２		24.11.12
ＪＤ3429	141789	富栄丸		24.11.14
ＪＤ3433	141794	第二十二いづみ丸		24.11.19
ＪＤ3441	141807	第八孝和丸		24.11.21
ＪＤ3442	141809	駿河丸		24.11.20
ＪＤ3447	141814	第五十八かねと丸		24.11.28
ＪＤ3448	141815	新くにさき丸		24.11.30